

令和7年度『宮津市プレミアム付商品券』取扱実施要領

内 容	令和7年度『宮津市プレミアム付商品券』の発行事業に際し、本要領に基づき取扱店の募集を行うものです。
取扱商品券	・『宮津市プレミアム付商品券』 2種類 【全店共通券・個店限定券】 ※全店 … すべての登録店舗 ※個店 … 店舗面積 1,000 m ² を超える小売店舗を除く店舗
商品券概要	別紙のとおり、商品券の概要をご確認ください。
利用制限	次の取引には、この商品券はご利用できません。【すべての券種】 ① プリペイドカード、電子マネー、商品券、切手、収入印紙等の金券類など 換金性の高いものの購入 ② たばこの購入（たばこ事業法第36条第1項） ③ 保険料等の預かり金の受領や売掛金等の決済、現金との引換え ④ 国や地方公共団体の税金や使用料等の公租公課の支払い ⑤ 不動産や金融商品の購入 ⑥ 法律が規定する「性風俗関連特殊営業」において提供される役務 ※原則、上記以外の取引(商品、サービス、工事関係等)を対象としますが、 一部利用制限のある取引もございますので、ご注意ください。なお、各店舗 内で利用できない商品等に関しましては、各取扱店にてご周知ください。
取扱店舗	本事業に賛同し、本実施要領に定める事項を厳守いただける宮津市内の店舗 (事業所)。なお、以下の店舗は対象外となります。 ①法律が規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務を行う店舗 ②法律が規定する暴力団及び暴力団員が経営または関与する店舗 ③その他公序良俗に反する営業を行う者、その他発行者が不適当であると認める 事業者
事業者負担	参加事業者：負担金無し ※但し、販促等に係る費用は各自ご負担ください。
広 報	①販売開始前に広告チラシを宮津市内に新聞折込する他、宮津市の回覧板、宮 津商工会議所 HP や会報等でも広報いたします。 ②広報時期は、本商品券販売開始前、期間中、利用期間終了前の数回を予定して います。また、参加される取扱店様には、商品券の見本とポスターを配布いた しますので、取扱店舗で掲示していただくなどPRをしてください。

取扱店の遵守事項等

- ①宮津商工会議所が定めた事項の厳守
- ②不正商品券への対応
 - ・偽造された物と判断できる不正商品券を発見された時は（疑わしい時を含む）、当所へ速やかにご連絡いただき、その不正商品券を取り扱わないでください。

- ・商品券は証票番号（通し番号）入りですので、番号がない商品券及び破損により証票番号が照合できない場合は取り扱わないでください。
- ③取扱店様は商品券を持参された利用者に対し、商品券利用期間に限り、券面記載額に相当する物品の販売、もしくはサービスの提供を行ってください。
- ④つり銭は、出さないでください。
- ⑤下記の行為を禁止します。なお、下記の行為が判明したときは、返金請求等の措置を講じる場合がありますのでご注意ください。
 - （１）自家消費としての商品券使用や換金、仕入れ等の事業資金に利用すること
 - （２）商品券の利用を見込んで通常より高い価格設定をすること
 - （３）商品券を他人に売却したり、転用すること
- ⑥商品券を受け入れた場合は、速やかに裏面の『取扱店舗名』の欄に裏書をして二次使用できないようにしてください。
- ⑦事業終了後に、アンケート等を実施予定ですのでご協力ください。
- ⑧各店舗の可能な範囲内で、商品券利用者に向けた特典や特別なサービス（セールや割引等）をご検討ください。

精 算 場 所 原則、宮津商工会議所

精 算 方 法

- ① 受け取った商品券の裏面に『取扱店舗名』を記入（スタンプ可）し、宮津商工会議所にご持参ください。
- ②精算の際に、券種を分ける必要はありません。
- ③100枚を超える商品券については 100枚単位で輪ゴム留めをしてください。
- ④その他、精算日や精算方法等の詳細は、申し込んだ後にご案内いたします。

お問合せ先 宮津商工会議所（宮津市・京都府の補助事業）
電 話：0772-22-5131 FAX：0772-25-1690
メー ル：premium@miyazu-cci.or.jp
H P：https://miyazu-cci.or.jp/premium2025/

